

[事案 2019-281] 契約内容確認請求

・令和2年10月7日 和解成立

<事案の概要>

契約者が65歳になった時点で保険料の払込みが満了する契約内容であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成26年2月に契約者を自分、被保険者を配偶者(申立人より年少者)として契約した限定告知型終身医療保険について、以下の理由により、契約者が65歳になった時点で保険料の払込みが満了する契約であることを確認したい。それが認められない場合は、本契約を無効とし、既払込保険料を返してほしい。

- (1) 契約申込時、自分が65歳になった時点で保険料の払込みが満了する契約であることを条件として申込みをしており、募集人からも同様の説明を受けた。
- (2) 保険証券到着後や、その後数回、保険会社に条件通りの契約内容であることを電話で確認している。
- (3) 保険会社を訪問した際、説明担当者も条件通りの契約内容であるといったが、退出時にその回答は間違っていたと訂正された。後になって訂正したということは、それまでは保険会社も条件通りの契約内容として取り扱っていたはずである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は契約時、保険料払込期間は被保険者が65歳までであると説明し、約款および重要事項説明書を交付している。
- (2) 設計書および申込書には、契約年齢が被保険者の年齢で記載され、保険料の払込期間も65歳と明記されているうえ、申立人および被保険者の自署がある。また、意向確認書の保険料払込期間についても、申立人の意向どおりである旨、確認欄の記載と自署がある。
- (3) 申立人から、電話で、保険料払込期間について問い合わせがあった際、申立人が65歳になった時点で払込が満了するという回答はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約は申立人が65歳になった時点で保険料の払込みが満了するとは認められず、本契約が無効であるとも認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人の事情聴取によれば、募集人は払込期間を年齢により決する場合、その年齢は被保険者の年齢であることは当然であるとの認識のもとに、申込書にある払込期間の記載の説明をはじめ、契約時の説明において、本契約の支払期間は被保険者の年齢を基準とするものであることを明確に説明していなかった可能性がある。

(2) 生命保険の保険料は被保険者の年齢、性別等により定められるなど被保険者を基準とするため、保険料払込期間を年齢により定める場合、その年齢は被保険者の年齢となるが、これは一般に周知されているものではなく、この点が記載されている説明文書（設計書）も、必ずしもわかりやすい記載ではないため、説明資料により分りやすく記載するか、誤解を避けるため、募集人が口頭で明確に説明することが望ましいが、本件では、このような配慮が欠けていた。